

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課Ｂ型肝炎訴訟対策室）

項 目 名	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等に係る非課税措置の延長								
税 目	所得税								
要 望 の 内 容	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成 23 年法律第 126 号。以下「Ｂ肝特措法」という。）に基づく給付金等については、令和 9 年 3 月 31 日に請求期限が到来するため、現下の請求状況（※ 1）を踏まえ、当該請求期限の延長を検討しているところである。仮に請求期限を延長した場合には、給付金等について、引き続き、租税その他の公課を課さない措置（※ 2）を講ずることが必要である。 （※ 1）法制定当時の対象見込者は 45 万人であるが、これまでの提訴者数は約 13.6 万人。（令和 7 年 3 月末時点） （※ 2）和解した患者に対して給付金等として支給される金銭への公課の禁止。 <関係条文> Ｂ肝特措法第 20 条 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改 正 増 減 収 額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改 正 増 減 収 額）	（ — 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にＢ型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講じているところ、税制の面からの措置を併せて講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図る。 (2) 施策の必要性 Ｂ肝特措法に基づく給付金等は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者の医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るため、裁判所を介した和解協議を踏まえて国が特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者に対して支払う和解金としての性質をもつ。したがって、税法上のいわゆる所得とは性質を異にすることから、国税、地方税その他を問わず、給付金等として支給を受けた金銭を受給者の収入又は財産とみて、公課の対象又は標準として租税その他の公課を課されないこととし、和解金としての給付金等の目的を達成する必要がある。								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標５ 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること 施策目標５－１ 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	Ｂ肝特措法に基づく給付金等は、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者の医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るため、裁判所を介した和解協議を踏まえて国が特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者に対して支払う和解金としての性質をもつ。したがって、税法上のいわゆる所得とは性質を異にすることから、国税、地方税その他を問わず、給付金等として支給を受けた金銭を受給者の収入又は財産とみて、公課の対象又は標

			準として租税その他の公課を課されないこととし、和解金としての給付金等の目的を達成する必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		○平成 28 年度税制改正要望： 給付金等の公租公課禁止規定に関する延長及び拡充要望を行い、措置していただいた。（※平成 28 年度にＢ肝特措法の法改正をしている。） ○令和 3 年度税制改正要望： 給付金等の公租公課禁止規定に関する延長及び拡充要望を行い、公租公課禁止について引き続き措置していただいた。（※令和 3 年度にＢ肝特措法の法改正をしている。）	